

『生駒市行政改革大綱（案）』『前期行動計画（案）』

に対するご意見を募集します

意見募集期間：令和元年9月12日（木）～令和元年10月11日（金）

生駒市では、市税等一般財源の大幅な増収が見込めない中、今後も増加する社会保障関係費に加え、公共施設・インフラ施設の更新が見込まれています。こういった課題に対して迅速かつ的確に対応できなければ、健全な行財政運営を損ない、市民サービスの低下につながる事となります。こうした困難な局面に陥ることなく、引き続き市民の皆さまにとって住みやすさを実感できるまちづくりを推進していくためには、行政改革の実行によって、歳出削減等に取り組む必要があります。

そこで、行政組織や業務の簡素・効率化を中心に取り組んできたこれまでの行政改革を継承しつつ、これらを更に発展させ、職員・組織・仕事の質の向上や市民、事業者等との協働を基調とした行政運営の仕組の改革を実行するとともに、財政の安定化を図ることで、持続可能な行財政運営を実現するため、『生駒市行政改革大綱（案）』『前期行動計画（案）』を策定しました。

この計画をより実行性の高い計画にするため、市民の皆さまからのご意見を募集します。

案件名	『生駒市行政改革大綱（案）』『前期行動計画（案）』
案の公表場所	市役所（4階 財政経営課・3階 市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTAはばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ（ http://www.city.ikoma.lg.jp/ ）
募集期間	令和元年9月12日（木）～令和元年10月11日（金）
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」(別の様式でも可能です)に、 ① 案件名、 ② 住所、 ③ 氏名、 ④ 『生駒市行政改革大綱（案）』『前期行動計画（案）』へのご意見を明記のうえ、 ① 窓口へ持参、 ② 郵送、 ③ ファクス、 ④ 市ホームページのいずれかで、財政経営課までご提出ください。 ※ <u>電話によるご意見には対応することはできません。</u>
提出先	【持参】 生駒市役所 財政経営課（4階44番窓口） 平日 8:30～17:15 【郵送】 〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市役所 財政経営課 宛 【ファクス】 0743-74-9100（財政経営課宛）

いただいたご意見
への対応

- ・ 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所と市ホームページで公表します。
- ・ 提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。